

複数市町村で営農する場合の 認定農業者の認定申請先について



埼玉県のマスコット
「コバトン」

令和2年4月から、複数市町村で農業を営む場合は、市町村に代わって都道府県又は国が農業経営改善計画の認定申請を一括で行っています。

令和2年3月までは、複数の市町村で営農する場合、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありました。

埼玉県の3市町村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



規模拡大したいけど、3つの市町村に申請するのは大変だなあ～



A市



B町



C村

認定
申請

A市

認定
申請

B町

認定
申請

C村

申請先が
1つに！

【見直し後】



申請先が一つになって、手続きが楽になったぞ！



A市



B町



C村

認定
申請

埼玉県

認定農業者とは？

のうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんほう

農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、今後5年間における自らの経営改善の目標を記載した「農業経営改善計画」を作成し、市町村（複数の市町村で営農する場合は、都道府県又は国）による認定を受けた農業者。

適切な計画を作成し、その実行に向けて取り組む意欲がある者であれば、個人、法人、専業兼業の別を問わずに認定を受けることができます。

認定農業者になると、作成した計画の達成に向けて、以下のような支援策を活用することができます。

認定農業者に対する主な支援策

- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 農業近代化資金の利子助成や、長期低利融資（スーパーL資金）が活用できる
- ・ 農業者年金の保険料補助
- ・ 農地や農業用機械等の取得の際に、税制優遇が受けられる

認定申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は都道府県、
 - ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）
- に認定を申請することになります。

農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します。

農業経営を営む区域		認定申請先	行政庁
単一市町村の区域内		市町村 （農政主務課）	市町村長
複数市町村にまたがる	埼玉県 の区域内		
	単一の農林振興センターの管区内	農林振興センター	埼玉県知事
	複数の農林振興センターの管区にまたがる	農林部農業支援課	
	複数都道府県 にまたがる		
	関東農政局の管区内	関東農政局 担い手育成課	関東農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	管轄する農政局等 ※	農林水産大臣

（※）認定を受けようとする者の住所の所在地（居住地、事務所所在地）を管轄する地方農政局に申請

複数の市町村で営農している場合、必ず国や県に申請しなければならないの？

農業経営改善計画に記載した農用地・農業生産施設が複数の市町村にまたがる場合、国又は県で認定を受ける必要があります。

農業経営改善計画に記載する農地等は、申請者が経営上重要と考えるものとし、必ずしも営農している全ての農地等を記載する必要はありません。

既に複数の市町村で認定を受けているが、国や県に申請し直す必要があるのか？

改めて申請し直す必要はありません。

計画の有効期間が満了を迎え、再認定を受ける際に、国や県に申請します。

各市町村での有効期間が異なる場合には、最初に終期を迎える計画の再認定の際に、国や県に認定を申請することになります。

既に単独市町村の認定を受けている計画について、他市町村の営農地を追加したい。国や県に申請が必要なのか。

国又は県に申請する必要があります。この場合、新規認定の扱いとなるため、計画の残り期間にかかわらず、認定から5年間が有効期間になります。

ただし、既に認定を受けている計画について、その内容に変更が生じた場合でも、助成制度の活用等のために必要な場合を除き、基本的に計画変更を行う必要はありません。

国や県で認定を受ける場合の、認定基準は？

農業経営改善計画の内容が、市町村の策定する基本構想に照らして適切かどうかで判断します。

国や県で認定する場合でも、市町村に意見を聞き、その結果をもとに判断するため、基本的には各市町村に個別に認定申請を行なった場合と同じ認定基準となります。

※ 最終的な決定は行政庁である国や県が行うため、市町村の判断と異なる場合もあります。



複数市町村で営農している場合のお問い合わせ先

農業経営を営む区域	お問い合わせ先	住 所 電話番号
単一の農林振興センターの管内で営農している方	各農林振興センター	下表を参照
複数の農林振興センターの管区にまたがり営農している方	埼玉県農林部 農業支援課 経営体支援担当	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048-830-4055
埼玉県を越えて、関東農政局管内（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）で営農している方	関東農政局 担い手育成課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL:048-740-0449
関東農政局管内を越えて営農している方	管轄する農政局等	農林水産省のHPを参照 https://www.maff.go.jp/j/kobet_u_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

各農林振興センターの連絡先

農業経営を営む区域	農林振興センター	住 所 電話番号
さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町 （※蕨市、戸田市は基本構想未策定）	さいたま 農林振興センター	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 TEL:048-822-1007
川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町	川越 農林振興センター	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 TEL:049-242-1804
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	東松山 農林振興センター	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 TEL:0493-23-8582
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	秩父 農林振興センター	〒368-0034 秩父市日野田町1-1-44 TEL:0494-25-1310
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄 農林振興センター	〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 TEL:0495-22-3116
熊谷市、深谷市、寄居町	大里 農林振興センター	〒360-0831 熊谷市久保島1373-1 TEL:048-526-2210
行田市、加須市、羽生市	加須 農林振興センター	〒347-0054 加須市不動岡564-1 TEL:0480-61-3911
春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町	春日部 農林振興センター	〒344-0038 春日部市大沼1-76 TEL:048-737-6311